園児名

（　　　　　　　　　　　　　　　）さんの保護者の方へ

【様式4】表

保護者記入⇒園原本保存・保護者へコピー渡す

　　園における食物アレルギー対応について

園での食物アレルギーの給食対応は、誤食や誤飲による事故をおこさないことを最優先に考え、完全除去の対応としています。その他の対応については、以下のとおりですので、ご了承いただきますようお願いします。

１．生活管理指導表の提出について

（１）給食での食物除去やアナフィラキシー対応など特別な対応が必要となる場合は、医

師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。なお、指導表作成に

かかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。

（２）生活管理指導表に基づかない対応や食品除去は、お受けできません。

（３）アレルギー疾患による特別な対応・給食を継続している期間は、最低１年に１回、生

活管理指導表の提出をお願いします。

２．給食・おやつの食物アレルギー対応について

（１）園での完全除去とは・・・

症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物をすべて除去します。除去す

る食物は、医師の診断（生活管理指導表）に基づき決定します。

　　　　鶏卵アレルギー

園では、鶏卵と鶏卵が入った食品を除去します。

**鶏卵が入った食品の例**：マヨネーズ、練り製品、ハムなどの食肉加工品、洋菓子、卵のつなぎ、卵を使

った揚げ物の衣など

　　　　　牛乳・乳製品アレルギー

　　　　園では、牛乳・乳製品、乳製品が入った食品を除去します。

**乳製品の例**：ヨーグルト、チーズ、バター、生クリーム、はっ酵乳、乳酸菌飲料、練乳、アイスクリーム、

粉ミルクなど

**乳製品が入った食品の例**：パン、パン粉、洋菓子類など

※粉ミルクには、一般の粉ミルクとは別に、乳アレルギー用に加工されたアレルギー用ミルクや大豆乳

などがあります。主治医に相談して適切なものを使用します。

　　　　　小麦アレルギー

　　　　園では、小麦・小麦製品、小麦が入った食品を除去します。

小麦：小麦粉（薄力粉、中力粉、強力粉）、デュラムセモリナ小麦

**小麦製品の例**：パン、うどん、麩、マカロニ、スパゲッティ、餃子の皮など

**小麦が入った食品の例**：洋菓子類、ルウなど小麦を使った調味料など

その他のアレルギーについて

　　　　基本的な対応は、上記の食物と同じです。アレルギーの原因になる食物そのものと、その食物から

作られる製品とその食物の入った食品が除去の対象となります。

（２）完全除去によって不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていただくようお願

いします。また、ご家庭からの代替物資（食材料）の持込は、ご遠慮いただいておりま

す。

（３）園で使用する食器、調理器具は、使用前までに、十分に洗浄しますが、基本的に他

の児童と共通のものとなります。また、アレルギー対応食も通常の給食と同一施設（園

内の調理室）で調理します。そのため、食器や調理器具の個人専用化が必要・調味

料、だし、添加物、油脂類の除去が必要・原材料表示の欄外表記（注意喚起表示）

【様式4】裏

の対応が必要とされるような重症の食物アレルギー児の場合は、給食対応ができず、

お弁当の持参をお願いすることとなります。

（４）食物除去の解除は、保護者記載の書面申請【様式5】となります。解除の際は、ご提

出をお願いします。

（５）毎月の献立表について、除去する食品を確認していただきます。期日までに担任の職員へお渡しください。

（６）子どもの健康状況を毎日把握し、状況に応じて担任に報告してください。体調不良の

場合にはアレルギー症状をひき起こしやすいので注意が必要です。

３．緊急時等に備えた処方薬をお預かりする場合について

（１）お預かりする薬（エピペン®含む）は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方し

た薬に限ります。

（２）薬（エピペン®含む）をお預かりする場合は、処方日、有効期限等について確認させて

いただきます。

（３）毎日、毎食服用する薬の場合は、1回分の服用量が一目でわかるように分割するな

どし、お預けください。

（４）薬（エピペン®含む）の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。

（５）「エピペン®」をお預かりする場合は、預かりを開始するまでに、主治医・保護者・園の3

者間で、確認のため話合いをさせていただきます。また、エピペン®預かりの情報につ　いて消防署へ情報提供させていただきます。ご協力をお願いします。

４．緊急時の対応について

（１）園では、お子さんの異変に気がついた場合、保護者の方へ連絡します。必ずどなたか

に連絡が取れるようにお願いします。

（２）緊急時は、初期対応し、内服薬があれば服用させ、安静を保ち、厳重に経過観察を

します。園では、症状が急変した（中等症以上の症状になった）場合は、救急車を要

請し、連携病院（施設所在区外になることもあります）へ搬送します。

（３）ただし、軽症レベルの発症であっても、「アナフィラキシーの既往がある」「誤食・誤飲・

接触が明らかである」場合は、救急車を要請します。

（４）エピペン®をお預かりしている場合は、必要時注射します。

５．その他（情報管理について）

（１）園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表お

よび緊急時個別対応票の内容等、お預かりした情報は、園の職員全員で共有させて

いただきます。

**「園における食物アレルギー対応について」内容確認書**

|  |  |
| --- | --- |
| 園側　署名欄  2020.2 | 保護者　署名欄 |
| 上記の内容について説明いたしました。  　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日  園　名  園長　署名 | 上記の内容について説明を受け、その内容を理解し、園での対応に同意します。  　　令和　　　年　　　月　　　日  園　児　名  保護者署名 |